

(予算特別委員会資料)

令和5年度

予 算 説 明 書

(第1回定例市会)

教 育 委 員 会

目 次

1	令和5年度教育委員会予算編成方針	1
2	令和5年度教育委員会予算の主要事業	2
3	令和5年度歳入歳出事項別計算書	9
(1)	歳入歳出予算一覧	9
(2)	歳入予算の説明	10
(3)	歳出予算の説明	14
4	債務負担行為	25
5	予算関連議案	26
	第7号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件	27
	第26号議案 神戸市学校給食費の管理に関する条例の件	38
	第27号議案 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件	41

1 令和5年度教育委員会予算編成方針

我が国の社会状況が、少子高齢化や技術革新、グローバル化の進展等により大きく変化する中、学校教育環境においても、日々の学習活動における ICT 端末等の積極的な利活用やグローバル人材の育成が求められている。また、いじめ・不登校の増加といった課題への対応を強化するとともに、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな支援を行っていく必要がある。

令和5年度予算の編成にあたっては、そのような状況を踏まえつつ、「神戸市教育大綱」の方針の下、神戸が目指すこれからの学校の姿である「人がつながり ともに創る みんなの学校」を目指し、以下の5つの施策に重点的に取り組んでいく。

1. 新しい時代の学びを実現する学校教育
2. 学校支援と組織力向上
3. いじめ防止対策・不登校支援
4. 個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援
5. 学びを支える環境整備

2 令和5年度教育委員会予算の主要事業

1 新しい時代の学びを実現する学校教育

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)																												
<p>① ◎学年（チーム）担任制のモデル実施 児童生徒の変化に気づく機会を増やすとともに、多くの教職員との活動や対話を通じて、多様な能力の伸長を図り、健やかな成長につなげるため、学級担任を固定せず、学級における指導等の業務を複数の教員がローテーションで担当する「学年（チーム）担任制」を、市立小学校2校・中学校2校でモデル実施する。</p>	—																												
<p>② ○小学校教科担任制の推進 学習が高度化する小学校高学年において、学力向上に向けて専門性の高い教科指導を行うとともに、中学校への円滑な接続をはかるため、教科担任制を推進する。</p>	—																												
<p>③ ○小学校35人学級編製の段階的实施 少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、国の制度変更に合わせて、小学校2年生から6年生の学級編制基準を35人に、段階的に引き下げる。（令和3年度～令和7年度）</p> <p style="text-align: center;">＜小学校学級編制基準＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人※</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※選択制による35人学級編制を実施</p>		1年	2年	3年	4年	5年	6年	令和4年度	35人	35人	35人	40人※	40人	40人	令和5年度	35人	35人	35人	35人	40人	40人	令和6年度	35人	35人	35人	35人	35人	40人	—
	1年	2年	3年	4年	5年	6年																							
令和4年度	35人	35人	35人	40人※	40人	40人																							
令和5年度	35人	35人	35人	35人	40人	40人																							
令和6年度	35人	35人	35人	35人	35人	40人																							
<p>④ ◎採用前研修の実施 初めて教壇に立つ教員を対象として、スムーズに学校現場に入り、即戦力として活躍してもらうために、教員としての基礎・基本や、学級経営、授業づくりなどを学ぶ実践的な研修を、採用前の2月初旬から3月中旬にかけて実施する。</p>	—																												
<p>⑤ ○OIGAスクール構想の推進 子供たちの自主的な学びを促進し、多様でより深い学びにつなげつつ、1人1台の学習用パソコンをはじめとしたICT機器を活用し、学力向上に向けた効果的な教育活動を着実に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに中学校・特別支援学校の理科室に電子黒板、中学校・高等学校の図書室に無線LANを整備 ・教員用のデジタル教科書を小中学校・特別支援学校で導入 ・国の実証事業の一環として、英語の学習者用デジタル教科書を小学校5・6年生及び中学校で導入 ・神戸教育ポータルサイト「KOBEX」において、教員が利用できるコンテンツを共有することで、授業におけるICTの更なる活用を推進 	2,538,378																												



<p>⑥ 英語教育の推進</p> <p>ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションをはかる機会を拡大し、児童生徒の英語力向上および国際理解を深めるため、全小中・高等学校に外国語指導助手（ALT）を配置する。</p> <p>小学校においては、1～6年生の外国語授業等において、全ての時間ALTとの協同授業を行う。</p> <p>また、小学校を対象としたイングリッシュデイキャンプや、中学校を対象としたイングリッシュサマースクールを引き続き実施する。</p> <p>・令和5年度：外国語指導助手（ALT）209名（全小中・高等学校）</p>	945,607
<p>⑦ 学習指導員の配置</p> <p>児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導を行い、学習の定着をはかるため、教員と連携して放課後学習や同室複数指導、少人数指導などを行う「学習指導員」を引き続き全小中学校に配置する。</p>	495,044
<p>⑧ ○学校司書の配置</p> <p>学校図書館の利活用を進め、児童生徒の豊かな心と読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、全小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の環境整備および教員と連携した授業支援を進める。</p>	356,464
<p>⑨ 体力向上に向けた取り組みの推進</p> <p>児童生徒の体力向上に向け、体育の授業改善に取り組むほか、1人1台の学習用パソコンを活用した運動の習慣化につなげる取り組みや、放課後の運動場等を児童に開放する運動機会の拡充に向けた取り組み等を推進する。</p>	13,463
<p>⑩ ◎神戸モデル標準服の導入</p> <p>市立中学校における保護者の経済的負担の軽減や性の多様性への対応のため、市共通デザインの「神戸モデル標準服」を導入し、令和7年度までに希望生徒が購入・着用できるように取り組みを進めていく。</p>	—

【参考】神戸モデル標準服



シャツ・ネクタイなど学校によって採用する品目が異なる場合があります。

2 学校支援と組織力向上

事業内容（◎新規事業 ○拡充事業）	予算額 （単位：千円）
<p>① ○令和の時代における『学校の業務と活動』</p> <p>一人一人の子供に寄り添った質の高い教育を提供するとともに、教職員の心身の健康やゆとりある時間を確保するため、「これまでの当たり前」の見つめ直しと役割や職種に応じた業務の標準化を柱に、「学校の業務と活動」を令和の時代にふさわしいものへと創り直していく。</p>	—
<p>② ○中学校部活動の地域移行に向けた取り組みと外部人材の活用</p> <p>休日部活動の段階的な地域移行に向けて、地域移行の受け皿確保のためのモデル事業を実施するとともに、学校や関係機関との調整を円滑に行うため、部活動コーディネーターを配置する。</p>	132,297

<p>また、顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営をはかるため、教員に代わって部活動の指導等を行う部活動指導員（外部顧問 164 人、外部支援員 82 人）を引き続き配置する。</p> <p>③ コミュニティ・スクールの推進</p> <p>小・中学校、義務教育学校に設置した学校運営協議会を中心として、学校・保護者・地域住民等が一体となった教育活動をより一層推進することにより、学校運営の改善・向上や児童生徒の健全育成につなげる。</p> <p>④ ○高専教育の充実と外大との同一法人下での運営移行</p> <p>令和 5 年 4 月より神戸市外国語大学との同一法人下での運営へ移行し、より自主的・効果的な組織体制の構築を目指す。</p> <p>また、実験実習設備や校内システム等の充実更新、試作用スペース等のスタートアップ人材育成に向けた環境整備などの教育研究機能強化の取り組みを進めるとともに、地域・産業振興への一層の貢献のための産学官連携機能強化に向けた検討を行う。</p> <p>⑤ ○学校給食費の公会計化</p> <p>学校における給食関係業務を簡素化し、教職員の業務負担を軽減するため、学校給食費を公会計へ移行するにあたり、保護者への案内や管理システムの構築を行う。</p> <p>・令和 6 年度～ 小学校・特別支援学校の給食費を公会計化 ※中学校は全員喫食制への移行時に公会計化予定</p> <p>⑥ スクール・サポート・スタッフの配置</p> <p>学校における各種業務や感染症対策等による教員の負担軽減のため、学校現場において業務補助を行うスクール・サポート・スタッフを引き続き配置する。</p> <p>⑦ ◎学校徴収金口座振替手続きのスマート化</p> <p>学校徴収金の口座振替手続きをスマートフォン等で行えるようにし、保護者の利便性向上を図る。</p>	<p>26, 839</p> <p>216, 101 千円 (別途 2 月補正 502, 215 千円)</p> <p>59, 500</p> <p>150, 291</p> <p>20, 228</p>
---	--

3 いじめ防止対策・不登校支援

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○不登校等の児童生徒に対する支援</p> <p>対面による支援が難しい児童生徒に対して、メタバース等の新しい技術を含め、ICTを活用することで、個々の状況に応じたオンライン授業や個別面談などの支援等を行う。</p> <p>さらに、不登校特例校も含めた不登校の総合的かつ体系的な支援のあり方について、引き続き検討を進めるとともに、不登校担当コーディネーターを配置し、学校やフリースクール等関係機関との連携や不登校支援事業を進める。</p>	39, 481
<p>② ○スクールカウンセラーの配置</p> <p>児童生徒や保護者の心のケアをはかり、安心な学校づくりを進めるため、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な教育相談および支援を行うスクールカウンセラーを全小中学校等に配置・派遣する。</p> <p>・令和 4 年度：月 4 回配置：小学校 148 校、全中学校・高等学校等</p>	350, 592

<p>月2回配置：小学校14校、全特別支援学校</p> <p>・令和5年度：月4回配置：小学校149校、全中学校・高等学校等</p> <p>月2回配置：小学校12校、全特別支援学校</p> <p>③ スクールソーシャルワーカーの配置</p> <p>家庭・学校・地域および関係機関の支援ネットワークを構築する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを効果的に配置し、子供の健全な成長を支援するとともに、虐待や不登校等の早期発見・早期対応を進める。</p> <p>④ 児童生徒・保護者の相談窓口</p> <p>児童生徒・保護者が、いじめ・体罰・不登校など学校における悩みごとについて、弁護士に直接相談し、助言を受けることができる相談会を実施する。</p> <p>また、いじめ・体罰・児童虐待等に関し児童生徒・保護者等からの相談に対応するため、休日を含め24時間対応可能なフリーダイヤルの電話相談を実施するほか、兵庫県教育委員会で実施しているSNSを活用した相談窓口について、児童生徒および保護者に周知するとともに、県教委と連携して対応する。</p> <p>⑤ ネットいじめ・ネット依存等防止</p> <p>ネットによるいじめやトラブル、ネット依存を防止し、適正なネット利用につなげるため、専門家による出前授業を実施するとともに、緊急対応や不適切な書き込みへの対応などを行うため、学校ネットパトロールを実施する。</p>	<p>91,299</p> <p>7,045</p> <p>3,726</p>
--	---

4 個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① 特別支援教育相談センター</p> <p>保護者や学校の一元的な相談窓口である「特別支援教育相談センター」(令和4年度～)において、入学時や入学後の学びの場の変更についての相談(就学相談)、学習や生活などに課題がある児童生徒に対する家庭や学校での具体的な支援の提案・指導内容の助言(教育相談)を行う。</p>	—
<p>② ○特別支援教育支援員等の配置</p> <p>学校園において、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置を拡充する。</p> <p>また、主に安全面での見守りを行う特別支援教育ボランティアを引き続き配置する。</p> <p>(特別支援教育支援員配置校数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：20校 ・令和5年度：59校 	183,636
<p>③ ○ネットワークプラン・個別の指導計画の作成</p> <p>幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を効果的に行えるよう、保護者と学校及び福祉、医療等の関係機関が情報共有するためのツールとして「ネットワークプラン」を作成するとともに、個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うため、「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用することで、児童生徒に対するきめ細かな支援を行う。</p>	—

<p>④ ○医療的ケア支援</p> <p>医療的ケアが必要な児童生徒等を支援し、保護者負担の軽減をはかるとともに児童生徒等の社会的自立につなげていくため、特別支援学校への看護師配置を継続するとともに、医療的ケアが理由でスクールバスに乗車できない児童生徒を対象として、看護師添乗による通学支援を行う（月6回・下校時）。</p> <p>幼稚園、小中学校及び高等学校においては、訪問看護ステーションから看護師を派遣する。</p>	117,283
<p>⑤ ○自校通級指導教室の整備</p> <p>通級による指導を必要とする児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自らの通う小中学校で指導を受けられる体制を整えるため、拠点校通級指導教室（市内14か所）に加え、新たに15校で自校通級指導教室を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：25校 ・令和5年度：40校 	5,000
<p>⑥ 外国人児童生徒等の支援</p> <p>児童生徒の生活適応や学習支援等のため、母語による通訳等を行う支援員や日本語指導支援員の学校園への派遣、オンライン指導を実施する。</p> <p>さらに、留学生を学校園に派遣し、母語による通訳等の支援や母語・母文化を通じた交流や学習支援を行う。</p> <p>また、日本語サポートひろばを一元的窓口として、外国人児童生徒等の転入時における日本語能力の測定や指導計画の作成支援を行う。</p>	121,977

5 学びを支える環境整備

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>《学校給食の充実》</p> <p>① ○中学校給食の全員喫食制への移行に向けた取り組みの推進</p> <p>温かい給食による全員喫食制への移行に向け、給食センター2ヶ所をPFI手法により整備するとともに、民間デリバリー方式の事業者公募手続きや、補完的に実施する親子調理方式の準備を進める。</p> <p>また、全員喫食制への移行までの間、保温食缶を活用した温かい給食の提供を引き続き実施する。</p> <p>② 中学校給食費の半額助成</p> <p>保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実をはかるため、全世帯の学校給食費の負担を半額とする。(所得制限なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食費：年額 約57,000円 → 約28,500円 ※就学援助世帯はこれまでどおり全額無償 <p>③ ○小学校給食調理等業務委託</p> <p>民間活力の導入により小学校給食を安定的かつ効率的に提供するため、新たに</p>	<p>1,456,270</p> <p>330,000</p> <p>817,028</p>



<p>2校の自校調理校において調理等業務の民間委託を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：28校 ・令和5年度：30校 	279,278
<p>④ ○学校給食における食材費高騰対策</p> <p>学校給食において、高騰する食材費の増額分を公費負担することで、保護者から給食費を追加徴収することなく、引き続き栄養バランスのとれた学校給食を提供する。</p>	
<p>《学校教育環境の充実・改善等》</p>	
<p>① ○新たな学校施設開放事業</p> <p>スマートロックと予約システムを活用した体育館の夜間開放を拡大するとともに、学校施設の更なる有効活用について検討を行う。</p>	22,966
<p>② ○バリアフリー改修</p> <p>学校施設におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターの設置やスロープ等による段差解消を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター設置：3校 ・スロープ等による段差解消：41校 (内20校は、大規模・長寿命化改修で別途実施) ・ユニバーサルトイレ設置：15校 	— (別途2月補正 514,925千円)
	
<p>③ ○学校施設の異常高温対策</p> <p>近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、小学校の体育館と給食室に空調設備を整備する。(全校に設置完了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校体育館への部分空調新設：50校 ・小学校給食室への空調新設：23校 	350,000 (別途2月補正 193,856千円)
<p>《学校の過密化・老朽化対策等》</p>	
<p>① ○垂水小学校校舎増改築</p> <p>教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の増改築等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：埋蔵文化財調査、東校舎解体撤去他工事、南校舎建設工事着手 (竣工予定：令和6年度) 	261,243
<p>② ○こうべ小学校校舎増築</p> <p>教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の増築等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度～：校舎建設工事 (竣工予定：令和6年度) 	889,846
	
<p>③ ○春日野小学校校舎増改築</p> <p>老朽化した春日野小学校について、教育環境の改善をはかるため、校舎の増改築等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：校舎建設工事等 	550,261
<p>④ ○学校園の大規模・長寿命化改修</p> <p>学校園の老朽化対策を行い、安全・安心な教育環境を確保するため、大規模・</p>	— (別途2月補正

<p>長寿命化改修工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：小学校12校、中学校7校、高校1校 <p>《感染症対策》</p> <p>① 学校園における感染症対策</p> <p>学校園において、感染症対策を徹底しながら教育活動を円滑に継続していくため、消毒液などの保健衛生用品等の購入や、効果的な換気対策に係る取り組み等を行う。さらに、特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクを低減させるため、介護タクシーを増車することで、スクールバスの過密解消を図る。</p>	<p>4,858,170千円)</p> <p>—</p> <p>(別途2月補正 383,950千円)</p>
---	--

3 令和5年度歳入歳出事項別計算書

[予算第1号議案] 令和5年度神戸市一般会計予算（教育委員会所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	822,023	13 教 育 費	118,714,034
1 使 用 料	815,983	1 教 育 総 務 費	8,323,882
2 手 数 料	6,040	2 教 育 振 興 費	1,426,493
18 国 庫 支 出 金	16,853,979	3 幼 稚 園 費	2,072,149
1 負 担 金	16,211,032	4 小 学 校 費	46,763,938
2 補 助 金	584,190	5 中 学 校 費	25,458,519
3 委 託 金	58,757	6 高 等 学 校 費	5,601,158
19 県 支 出 金	163,181	7 特 別 支 援 学 校 費	8,035,405
2 補 助 金	163,181	8 高 等 専 門 学 校 費	1,678,049
20 財 産 収 入	19,693	11 社 会 教 育 費	159,735
2 財 産 売 払 収 入	6,493	12 体 育 保 健 費	6,110,744
3 基 金 収 入	13,200	13 学 校 建 設 費	12,564,368
21 寄 附 金	50,000	14 教 育 施 設 整 備 費	519,594
1 寄 附 金	50,000		
22 繰 入 金	14,804		
2 基 金 繰 入 金	14,804		
24 諸 収 入	1,068,570		
1 納 付 金	52,000		
2 措 置 費 等 受 入	596,609		
4 受 託 事 業 収 入	1,295		
5 貸 付 金 元 利 収 入	18,860		
6 過 年 度 収 入	30,000		
7 雑 入	369,806		
歳 入 合 計	18,992,250	歳 出 合 計	118,714,034

(2) 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	822,023	1,092,786	△ 270,763	
1 使用料	815,983	1,078,454	△ 262,471	
10 教育使用料	815,983	1,078,454	△ 262,471	
1 高等学校	651,990	651,990	—	授業料, 入学金
2 総合教育センター	770	770	—	テナント使用料等
17 教育施設	163,223	151,608	11,615	学校施設目的外使用料等
高等専門学校	—	274,086	△ 274,086	法人化に伴う減
2 手数料	6,040	14,332	△ 8,292	
10 教育手数料	6,040	14,332	△ 8,292	
1 高等学校	6,040	6,040	—	入学選抜料等
高等専門学校	—	8,292	△ 8,292	法人化に伴う減
18 国庫支出金	16,853,979	17,165,999	△ 312,020	
1 負担金	16,211,032	16,199,270	11,762	
5 教育費負担金	16,211,032	16,199,270	11,762	
1 教育費国庫負担金	16,022,119	16,056,072	△ 33,953	認証額の1/3
2 小学校建設費負担金	188,913	143,198	45,715	認証額の1/2

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 補 助 金	584,190	913,534	△ 329,344	
11 教 育 費 補 助	584,190	913,534	△ 329,344	
2 就 学 奨 励 費 補 助	40,872	40,471	401	補助率 1 / 2
3 学 校 教 育 費 補 助	417,052	448,225	△ 31,173	補助率 1 / 2 又は 1 / 3
5 保 護 児 童 生 徒 医 療 費 補 助	271	271	—	補助率 1 / 2
6 学 校 設 備 費 補 助	13,193	13,887	△ 694	補助率 1 / 2
7 学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金	112,802	410,680	△ 297,878	補助率 1 / 3
3 委 託 金	58,757	53,195	5,562	
3 其 他 委 託 金	58,757	53,195	5,562	
5 教 育 調 査 研 究 委 託 金	58,357	52,795	5,562	
6 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	400	400	—	
19 県 支 出 金	163,181	160,351	2,830	
2 補 助 金	163,181	160,351	2,830	
10 教 育 費 補 助	163,181	159,045	4,136	
1 ト ラ イ ヤ ル ウ ィ ーク 補 助	34,600	35,000	△ 400	定額補助
2 自 然 学 校 補 助	108,806	109,331	△ 525	定額補助
3 学 校 教 育 費 補 助	19,162	14,028	5,134	補助率 10 / 10 又は 1 / 2
4 特 別 支 援 学 校 自 然 体 験 活 動 補 助	425	500	△ 75	定額補助
6 統 計 調 査 交 付 金	188	186	2	定額補助
定 時 制 高 校 教 科 書 費 補 助	—	1,306	△ 1,306	

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 収 入	19,693	5,888	13,805	
2 財 産 売 払 収 入	6,493	4,554	1,939	
3 物 品 売 却 代	6,493	4,554	1,939	
7 教 育 委 員 会	6,493	4,554	1,939	
3 基 金 収 入	13,200	1,334	11,866	
1 基 金 収 入	13,200	1,334	11,866	
9 大 学 奨 学 金 基 金	1,800	284	1,516	預金利子等
10 置 塩 こ ど も 育 成 基 金	11,400	1,000	10,400	預金利子等
子 ど も 交 流 支 援 基 金	—	50	△ 50	
21 寄 附 金	50,000	60,500	△ 10,500	
1 寄 附 金	50,000	60,500	△ 10,500	
2 其 他 寄 附	50,000	60,500	△ 10,500	
10 教 育 委 員 会	50,000	60,500	△ 10,500	
22 繰 入 金	14,804	16,047	△ 1,243	
2 基 金 繰 入 金	14,804	16,047	△ 1,243	
1 基 金 繰 入 金	14,804	16,047	△ 1,243	
10 子 ど も 交 流 支 援 基 金 繰 入	14,324	14,051	273	
17 大 学 奨 学 金 基 金 繰 入	480	1,996	△ 1,516	
24 諸 収 入	1,068,570	1,255,947	△ 187,377	
1 納 付 金	52,000	53,447	△ 1,447	
6 教 育 費 納 付 金	52,000	53,447	△ 1,447	
1 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー	52,000	53,447	△ 1,447	災害共済給付制度掛金保護者負担分
2 措 置 費 等 受 入	596,609	730,107	△ 133,498	
2 教 育 施 設 給 付 費 受 入	596,609	730,107	△ 133,498	
1 幼 稚 園	596,609	730,107	△ 133,498	

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 受 託 事 業 収 入	1,295	991	304	
2 其 他 受 託 収 入	1,295	991	304	
2 就 学 就 園 事 務	1,295	991	304	西宮市からの受託収入
5 貸 付 金 元 利 収 入	18,860	18,419	441	
3 其 他 貸 付 金 返 還	18,860	18,419	441	
8 入 学 貸 付 金	18,860	18,419	441	
6 過 年 度 収 入	30,000	—	30,000	
1 過 年 度 収 入	30,000	—	30,000	
1 諸 給 与 金 戻 入	30,000	—	30,000	
7 雑 入	369,806	452,983	△ 83,177	
5 償 還 金	150,997	155,138	△ 4,141	
26 幼 稚 園	1,665	1,665	—	
27 小 学 校	125,879	130,764	△ 4,885	
28 中 学 校	1,015	1,015	—	
29 高 等 学 校	2	2	—	
30 特 別 支 援 学 校	3,579	3,451	128	
31 青 少 年 育 成 セ ン タ	1,350	1,000	350	
33 総 合 教 育 セ ン タ ー	330	330	—	
36 学 校 給 食 場 共 同 調 理	17,177	16,900	277	
高 等 専 門 学 校	—	11	△ 11	法人化に伴う減
6 受 講 料	150	350	△ 200	
16 家 庭 教 育 講 座	150	150	—	
高 等 専 門 学 校	—	200	△ 200	法人化に伴う減
9 雑 入	218,659	297,495	△ 78,836	
17 教 育 委 員 会	218,659	297,495	△ 78,836	
合 計	18,992,250	19,757,518	△ 765,268	

(3) 歳出予算の説明

教育総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	118,714,034	122,601,736	△ 3,887,702	17,017,160	5,886,000	1,975,090	93,835,784
1 教 育 総 務 費	8,323,882	8,173,462	150,420	455,504	—	110,636	7,757,742
1 委 員 費	19,348	19,292	56	—	—	—	19,348
2 事 務 局 職 員 費	6,011,047	5,905,570	105,477	419,755	—	19,716	5,571,576
3 教 育 総 務 費	1,273,714	1,214,911	58,803	11,818	—	38,640	1,223,256

[市債5,886,000千円は行財政局所管]

1 委 員 費 本目は、教育委員の報酬及び旅費である。

2 事 務 局 職 員 費 本目は、事務局及び教育機関等の職員の給料、職員手当等である。

3 教 育 総 務 費 本目は、教職員の旅費や教育委員会の庶務等に要する経費である。

- (1) 庶務事務費等 109,202 千円
- (2) 人事事務費・教職員旅費等 1,082,854 千円
- (3) 広報審査事務費・調査統計事務費等 12,706 千円
- (4) 就学就園事務費 10,707 千円
- (5) 土地借上料等 58,245 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
4 奨学援助費	1,007,027	1,021,876	△ 14,849	23,931	—	52,280	930,816
5 学校職員 厚 生 費	12,746	11,813	933	—	—	—	12,746

4 奨学援助費 本目は、就学援助費、奨学金及び私立学校振興対策費である。

(1) 就学奨励費 882,287 千円

就学援助費 774,121 千円

(学用品費・通学用品費、校外活動費 等)

就学援助システム 5,268 千円

神戸市大学奨学金 2,280 千円

通学費補助 100,618 千円

(2) 私立学校園振興対策費 124,740 千円

5 学校職員
厚 生 費 本目は、教職員の表彰及び福利厚生事業等に要する経費である。

教育振興費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費	1,426,493	1,033,593	392,900	174,701	3,000	43,960	1,204,832
1 教育振興費	1,330,549	923,102	407,447	174,701	3,000	42,860	1,109,988

1 教育振興費 本目は、学力向上の推進、特色ある神戸の教育推進、いじめ防止対策・不登校支援等、特別支援教育の推進、人権教育の推進、神出自然教育園及び青少年育成センターの管理運営等に要する経費である。

- (1) 学力向上の推進 667,720 千円
 教員用デジタル教科書，神戸市学力定着度調査，
 スクールサポーターの配置，ゲストティーチャー 等
- (2) 特色ある神戸の教育推進等 391,068 千円
 国際教育・防災教育の推進 等
- (3) いじめ防止対策・不登校支援等 47,635 千円
 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置，
 児童生徒・保護者の相談窓口の設置 等
- (4) 特別支援教育の推進 159,907 千円
 特別支援教育支援員の配置，医療的ケア体制整備 等
- (5) 人権教育の推進 22,875 千円
- (6) 神出自然教育園の管理運営 21,950 千円
- (7) 青少年育成センターの管理運営 19,394 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費							
2 総合教育センター費	95,944	85,347	10,597	—	—	1,100	94,844
人権教育費	—	25,144	△ 25,144	—	—	—	—

2 総合教育センター費

本目は、教職員の研修、教育活動の推進、教育に関する調査研究、

教育相談及び総合教育センターの管理運営に要する経費である。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 教職員研修費 | 4,849 千円 |
| 初任者研修、教職経験者研修、専門研修、職務研修の実施等 | |
| (2) 教育活動推進費 | 7,958 千円 |
| (3) 教育調査研究費 | 1,500 千円 |
| (4) 教育相談事業 | 3,016 千円 |
| (5) 総合教育センター管理運営費等 | 78,621 千円 |

幼稚園費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
3 幼稚園費	2,072,149	2,102,750	△ 30,601	—	—	609,686	1,462,463
1 教職員費	1,914,632	1,989,394	△ 74,762	—	—	—	1,914,632
2 運営費	157,517	113,356	44,161	—	—	609,686	△ 452,169

1 教職員費 本目は、幼稚園教職員等の給料，職員手当等である。

2 運営費 本目は、幼稚園の管理運営費である。

(1) 管理運営費 67,769 千円

(2) 光熱水費 89,748 千円

小学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
4 小学校費	46,763,938	46,656,664	107,274	9,221,154	—	200,343	37,342,441
1 教職員費	42,841,529	43,925,296	△ 1,083,767	9,198,530	—	53,575	33,589,424
2 運営費	3,922,409	2,731,368	1,191,041	22,624	—	146,768	3,753,017

1 教職員費 本目は、小学校教職員等の給料，職員手当等である。

2 運営費 本目は、小学校，義務教育学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 1,634,671 千円

(別途 令和5年2月補正予算 218,700千円)

(2) 光熱水費 2,287,738 千円

中学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
5 中 学 校 費	25,458,519	25,910,486	△ 451,967	5,338,414	—	65,767	20,054,338
1 教 職 員 費	23,782,759	24,641,968	△ 859,209	5,328,718	—	47,155	18,406,886
2 運 営 費	1,675,760	1,268,518	407,242	9,696	—	18,612	1,647,452

1 教 職 員 費 本目は、中学校教職員等の給料，職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、中学校，義務教育学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 789,426 千円

(別途 令和5年2月補正予算 111,600千円)

(2) 光熱水費 886,334 千円

高等学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 高 等 学 校 費	5,601,158	6,127,094	△ 525,936	—	—	669,221	4,931,937
1 教 職 員 費	5,210,703	5,850,361	△ 639,658	—	—	—	5,210,703
2 運 営 費	390,455	276,733	113,722	—	—	669,221	△ 278,766

1 教 職 員 費 本目は、高等学校教職員等の給料，職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、高等学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 124,214 千円

(別途 令和5年2月補正予算 19,350千円)

(2) 光熱水費 266,241 千円

特別支援学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 特 別 支 援 学 校 費	8,035,405	7,682,214	353,191	1,494,871	—	23,407	6,517,127
1 教 職 員 費	7,061,961	6,818,648	243,313	1,494,871	—	7,555	5,559,535
2 運 営 費	973,444	863,566	109,878	—	—	15,852	957,592

1 教 職 員 費 本目は、特別支援学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、特別支援学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 87,850 千円

(別途 令和5年2月補正予算 19,800千円)

(2) 光熱水費 182,917 千円

(3) 通学バス運行費等 702,677 千円

(別途 令和5年2月補正予算 47,553千円)

高等専門学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
8 高 等 専 門 学 校 費	1,678,049	2,086,758	△ 408,709	—	—	—	1,678,049
1 教 職 員 費	1,545,170	1,448,886	96,284	—	—	—	1,545,170
2 運 営 費	132,879	637,872	△ 504,993	—	—	—	132,879

1 教 職 員 費 本目は、神戸市公立大学法人への運営費交付金である。

2 運 営 費 本目は、神戸市公立大学法人への運営費交付金である。

社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費	159,735	133,965	25,770	729	—	—	159,006
4 学校開放費	159,735	133,965	25,770	729	—	—	159,006

4 学校開放費 本目は、学校園施設の開放に要する経費である。

体育保健費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費	6,110,744	4,365,210	1,745,534	16,879	1,208,000	76,416	4,809,449
1 学校保健費	794,583	834,086	△ 39,503	871	—	52,000	741,712

1 学校保健費 本目は、学校医等の配置、児童生徒の健康診断、学校保健の管理及び

日本スポーツ振興センターの加入等に要する経費である。

- (1) 学校医等配置 560,240 千円
- (2) 児童生徒健康診断 113,203 千円
- (3) 学校保健管理 26,645 千円
(別途 令和5年2月補正予算 14,500千円)
- (4) 日本スポーツ振興センター納付金 94,495 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
2 学校給食費	5,245,530	3,457,635	1,787,895	11,541	1,208,000	24,216	4,001,773
3 学校体育費	70,631	73,489	△ 2,858	4,467	—	200	65,964

2 学校給食費 本目は、学校給食の充実、学校給食共同調理場の管理運営・民間委託及び食育推進に要する経費である。

(1) 食品衛生管理等	20,696 千円
(2) 学校給食事業負担金	90,161 千円
(3) 就学援助費	635,453 千円
(4) 学校給食共同調理場運営費	389,383 千円
(5) 小学校給食調理等業務委託	817,028 千円
(6) 中学校給食費	1,705,659 千円
(7) (仮称)第二学校給食センター建設用地取得	1,248,372 千円
(8) 学校給食費の公会計化	59,500 千円
(9) 食材費高騰対策	279,278 千円

3 学校体育費 本目は、体力向上の推進、部活動の振興等に要する経費である。

(1) 体力向上の推進	18,563 千円
(2) 部活動振興	52,068 千円

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費	12,564,368	18,029,378	△ 5,465,010	314,908	4,236,000	175,654	7,837,806
1 幼稚園建設費	10,987	4,261	6,726	—	2,000	—	8,987
2 小学校建設費	2,862,233	6,844,846	△ 3,982,613	255,495	1,185,000	5,500	1,416,238
3 中学校建設費	165,401	199,657	△ 34,256	—	—	—	165,401
4 特別支援学校建設費	80,725	1,372,032	△ 1,291,307	—	—	—	80,725

- 1 幼稚園建設費 本目は、幼稚園整備の事業費である。
- (1) 幼稚園跡地管理・解体等 10,987 千円
- 2 小学校建設費 本目は、小学校整備の事業費である。
- (1) 垂水小学校校舎増改築 261,243 千円
- (2) こうべ小学校校舎増築 889,846 千円
- (3) 春日野小学校校舎増改築 550,261 千円
- (4) 学級増対策等 1,160,883 千円
- 3 中学校建設費 本目は、中学校整備の事業費である。
- (1) 学級増対策等 165,401 千円
- 4 特別支援学校建設費 本目は、特別支援学校及び特別支援教室整備の事業費である。
- (1) 特別支援教室整備 52,167 千円
- (2) 学級増対策、学校用地管理等 28,558 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費							
5 学校設備費	4,070,994	4,131,074	△ 60,080	13,193	—	—	4,057,801
6 学校改修費	5,374,028	5,477,508	△ 103,480	46,220	3,049,000	170,154	2,108,654

5 学校設備費 本目は、学校園の教材・設備及び学習用パソコン等の整備費である。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 学習用パソコン・ICT環境整備等 | 2,513,750 千円 |
| (2) 学校園設備（備品）整備 | 334,908 千円 |
| (3) 情報教育基盤サービス（K I I F）等 | 1,172,391 千円 |
| (4) 校務支援システム | 49,945 千円 |

6 学校改修費 本目は、学校施設の改修・維持管理等に要する事業費である。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 大規模長寿命化改修等 | — 千円 |
| (別途 令和5年2月補正予算 5,329,395千円) | |
| (2) 学校施設異常高温対策 | 350,000 千円 |
| (別途 令和5年2月補正予算 193,856千円) | |
| (3) 学校園包括管理業務 | 312,238 千円 |
| (4) 学校施設改修等 | 4,711,790 千円 |

教育施設整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 教育施設整備費	519,594	300,162	219,432	—	439,000	—	80,594
1 教育施設整備費	519,594	300,162	219,432	—	439,000	—	80,594

1 教育施設整備費 本目は、共同調理場・総合教育センター等教育諸施設の整備に要する経費である。

4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
特 別 支 援 学 校 通 学 学 校 対 策	令和5～12年度	152,000	—	—	—	152,000	
学 校 給 食 費 務 収 納 管 理 業 務	令和5～6年度	23,000	—	—	—	23,000	
垂 水 共 同 調 理 場 給 食 配 送 業 務	令和5～7年度	54,000	—	—	—	54,000	
北 共 同 調 理 場 給 食 配 送 業 務	令和5～8年度	109,000	—	—	—	109,000	
令 和 5 年 度 小 学 校 給 食 業 務 委 託	令和5～9年度	784,000	—	—	—	784,000	
神 戸 市 学 校 給 食 献 立 作 成 等 シ ス テ ム	令和5～10年度	5,000	—	—	—	5,000	
中 学 校 給 食 務 調 理 等 業 務	令和5～11年度	4,854,000	—	—	—	4,854,000	
垂 水 小 学 校 過 密 化 対 策	令和5～7年度	2,407,000	15,700	1,767,000	—	624,300	
神 戸 祇 園 小 学 校 グ ラ ウ ン ド 一 体 化 整 備	令和5～6年度	269,000	—	201,000	—	68,000	
春 日 野 小 学 校 改 築	令和5～8年度	4,722,000	349,000	3,346,000	—	1,027,000	
令 和 5 年 度 学 校 ICT 環 境 整 備	令和5～12年度	123,000	—	—	—	123,000	
令 和 5 年 度 学 校 ICT 環 境 拡 充 整 備	令和5～12年度	99,000	—	—	—	99,000	
総 合 教 育 セ ン タ ー 改 修	令和5～6年度	75,000	—	55,000	—	20,000	
学 校 給 食 共 同 調 理 場 施 設 整 備	令和5～6年度	9,000	—	7,000	—	2,000	
令 和 5 年 度 給 食 セ ン タ ー 整 備 運 営 事 業	令和5～22年度	17,965,000千円 外に 金利変動等に伴う額	896,000	3,209,000	—	13,860,000	

5 予算関連議案

第 7 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条、第 2 条 [略]

(職員 の 定年等に関する条例の一部改正)

第 3 条 神戸市職員 の 定年等に関する条例 (昭和 59 年 3 月 条例第 59 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、 <u>次の各号に掲げる職とする。</u> (1) <u>神戸市職員の給与等に関する</u>	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、 <u>神戸市職員の給与等に関する条例 (昭和 26 年 3 月 条例第 8 号) 第 10 条の 6 第 1 項に規定する人事委員会規則で指定する職とする。</u>

条例（昭和26年3月条例第8号）
 第10条の6第1項に規定する人事
 委員会規則で指定する職

(2) 教育職給料表(2)及び教育職給
 料表(5)の適用を受ける4級以上
 の職員及び教育職給料表(3)の適
 用を受ける3級の職員のうち、神
 戸市職員の給与等に関する条例第
 10条の6の規定による管理職手当
 を支給されない職

2 [略]

2 [略]

第4条、第5条 [略]

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定を次のように改正する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	[略]	2級	[略]
	号給	[略]	給料月 額	[略]
再任用 職員以 外の職		[略]	円	[略]
	1		183,300	
	2		185,100	

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	[略]	2級	[略]
	号給	[略]	給料月 額	[略]
再任用 職員以 外の職		[略]	円	[略]
	1		181,700	
	2		183,500	

員	3	187,000
	4	188,900
	5	190,800
	6	192,700
	7	194,600
	8	196,500
	9	198,500
	10	200,500
	11	202,500
	12	204,500
	13	206,500
	14	208,600
	15	210,600
	16	212,600
	17	214,600
	18	216,300
	19	218,000
	20	219,700
	21	221,400
	22	223,500
	23	225,600
	24	227,700
	25	229,800
	26	231,900
	27	234,000
	28	236,100
	29	238,200
	30	240,700

員	3	185,300
	4	187,200
	5	189,000
	6	190,900
	7	192,800
	8	194,700
	9	196,600
	10	198,600
	11	200,600
	12	202,600
	13	204,500
	14	206,600
	15	208,600
	16	210,600
	17	212,600
	18	214,400
	19	216,200
	20	218,000
	21	219,600
	22	221,700
	23	223,800
	24	225,900
	25	228,000
	26	230,100
	27	232,200
	28	234,300
	29	236,400
	30	238,900

31	243,100
32	245,600
33	247,900
34	250,300
35	252,700
36	255,000
37	257,500
38	260,000
39	262,400
40	264,900
41	267,300
42	269,700
43	272,000
44	274,400
45	276,800
46	278,900
47	281,000
48	283,100
49	285,100
50	287,300
51	289,500
52	291,700
53	293,800
54	296,200
55	298,600
56	301,100
57	303,500
58	306,100

31	241,400
32	243,900
33	246,300
34	248,700
35	251,200
36	253,600
37	256,000
38	258,500
39	261,000
40	263,500
41	265,900
42	268,300
43	270,700
44	273,100
45	275,500
46	277,600
47	279,700
48	281,800
49	283,800
50	286,100
51	288,400
52	290,700
53	292,900
54	295,400
55	297,800
56	300,400
57	302,900
58	305,500

59	308,700
60	311,300
61	313,800
62	316,300
63	318,500
64	320,800
65	323,400
66	325,800
67	328,200
68	330,500
69	332,800
70	334,900
71	337,000
72	339,100
73	341,200
74	343,400
75	345,500
76	347,600
77	349,700
78	351,800
79	353,800
80	355,800
81	357,800
82	359,900
83	361,900
84	363,900
85	365,900
86	367,800

59	308,100
60	310,800
61	313,400
62	315,900
63	318,200
64	320,500
65	323,000
66	325,400
67	327,800
68	330,200
69	332,400
70	334,600
71	336,700
72	338,900
73	340,900
74	343,000
75	345,200
76	347,300
77	349,400
78	351,500
79	353,500
80	355,500
81	357,500
82	359,600
83	361,600
84	363,600
85	365,600
86	367,600

87	369,700
88	371,600
89	373,500
90	375,400
91	377,300
92	379,200
93	381,000
94	382,800
95	384,600
96	386,400
97	388,200
98	390,000
99	391,800
100	393,600
101	395,300
102	396,900
103	398,500
104	400,000
105	401,500
106	402,200
107	402,900
108	403,600
109	404,200
110	404,900
111	405,600
112	406,300
113	406,900
114	407,600

87	369,500
88	371,400
89	373,300
90	375,200
91	377,100
92	379,000
93	380,800
94	382,600
95	384,400
96	386,200
97	388,000
98	389,800
99	391,600
100	393,400
101	395,100
102	396,700
103	398,300
104	399,800
105	401,300
106	402,100
107	402,800
108	403,500
109	404,100
110	404,800
111	405,600
112	406,300
113	406,800
114	407,500

115	408,300
116	409,100
117	409,600
118	410,300
119	411,000
120	411,600
121	412,200
122	412,800
123	413,400
124	413,900
125	414,400
126	414,900
127	415,400
128	415,900
129	416,400
130	416,800
131	417,200
132	417,600
133	418,000
134	418,400
135	418,800
136	419,200
137	419,500
138	419,800
139	420,100
140	420,400
141	420,700
142	421,000

115	408,300
116	409,100
117	409,600
118	410,300
119	411,000
120	411,600
121	412,200
122	412,800
123	413,400
124	413,900
125	414,400
126	414,900
127	415,400
128	415,900
129	416,400
130	416,800
131	417,200
132	417,600
133	418,000
134	418,400
135	418,800
136	419,200
137	419,500
138	419,800
139	420,100
140	420,400
141	420,700
142	421,000

143	421,300
144	421,600
145	421,800
146	422,100
147	422,400
148	422,700
149	422,900
150	423,200
151	423,500
152	423,700
153	423,900
154	424,200
155	424,500
156	424,700
157	424,900
158	425,200
159	425,500
160	425,700
161	425,900
162	426,200
163	426,500
164	426,700
165	426,900
166	427,200
167	427,500
168	427,700
169	427,900
170	428,200

143	421,300
144	421,600
145	421,800
146	422,100
147	422,400
148	422,700
149	422,900
150	423,200
151	423,500
152	423,700
153	423,900
154	424,200
155	424,500
156	424,700
157	424,900
158	425,200
159	425,500
160	425,700
161	425,900
162	426,200
163	426,500
164	426,700
165	426,900
166	427,200
167	427,500
168	427,700
169	427,900
170	428,200

	171		428,500			171		428,500	
	172		428,700			172		428,700	
	173		428,900			173		428,900	
	174		429,200			174		429,200	
	175		429,500			175		429,500	
	176		429,700			176		429,700	
	177		429,900			177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
備考 [略]					備考 [略]				
ウ～オ [略]					ウ～オ [略]				

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (給料表の改定に伴う経過措置)	附 則 (給料表の改定に伴う経過措置)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
<u>3 前2項の規定は、給与条例附則第12項の適用を受ける職員には適用しない。</u>	
(退職手当に関する経過措置)	(退職手当に関する経過措置)
第5条 施行日の前日において給料表	第5条 施行日の前日において給料表

の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。

2 神戸市職員退職手当金条例第9条

の2第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日（以下、「特定日」という。以下同じ。）において附則第3条第1項又は第2項の規定による給料を支給されていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当の支給を受けることとなる場合において、特定日における給料月額が、特定日におけるその者の給料月額と附則第3条第

の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

1 項又は第 2 項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、特定日におけるその者の給料月額と附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する特定減額前給料月額とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条のうち神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例第 2 条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第 3 の改正規定 公布の日

(2) [略]

第 2 条～第 4 条 [略]

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第26号議案

神戸市学校給食費の管理に関する条例の件

神戸市学校給食費の管理に関する条例を次のように制定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神戸市の設置する学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の同法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の者で、幼児、児童又は生徒を現に監護するもの、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例において学校給食費の取扱いを定める学校は、神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）別表2に掲げる小学校（分校を除く。）、同条例別表3に掲げる中学校（分校を除く。）、同条例別表4に掲げる義務教育学校及び同条例別表6に掲げる特別支援学校とする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費の範囲内で規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別な事情があると認める場合は、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第7条 この条例の規定は、幼児、児童又は生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものについて準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 職員が喫食する学校給食に係る費用</u></p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>

(学校給食費の徴収の特例)

4 第4条から第7条までの規定は、当分の間、1月ごとに事前に申込みのあった生徒に対して学校給食を実施する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に係る学校給食費には適用しない。

理 由

保護者等から徴収する学校給食費の公会計としての管理を開始するに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 27 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年 3 月 条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第 3 条 市立学校の名称及び位置は、別表 1 から別表 6 までに掲げるものとする。			第 3 条 市立学校の名称及び位置は、別表 1 から別表 7 までに掲げるものとする。		
別表 2（第 3 条関係） 小学校			別表 2（第 3 条関係） 小学校		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立西灘小学校		船寺通 3 丁目 4 番 1 号	神戸市立西灘小学校		船寺通 3 丁目 4 番 2 号
[略]		[略]	[略]		[略]

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立道場小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表3（第3条関係） 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立北神戸中学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表4（第3条関係） 義務教育学校

名称	位置	
神戸市立義務教育学校 港島学園	[略]	[略]
神戸市立義務教育学校 八多学園	神戸市 北区	八多町附物876

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立道場小学校		[略]
神戸市立八多小学校		八多町附物876
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表3（第3条関係） 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立北神戸中学校		[略]
神戸市立八多中学校		八多町附物876
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表4（第3条関係） 義務教育学校

名称	位置	
神戸市立義務教育学校 港島学園	[略]	[略]

別表7（第3条関係） 高等専門学校

	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>神戸市立工業高等専門学校</td> <td>神戸市西区学園東町8丁目3番地</td> </tr> </table>	名称	位置	神戸市立工業高等専門学校	神戸市西区学園東町8丁目3番地
名称	位置				
神戸市立工業高等専門学校	神戸市西区学園東町8丁目3番地				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
 ただし、別表2神戸市立西灘小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員退職手当金条例の一部改正)

- 2 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧</p>

職員定年条例」という。)第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(2) [略]

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員

(2) [略]

(学校の授業料等に関する条例の一部改正)

3 神戸市立学校の授業料等に関する条例(昭和25年12月条例第220号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 神戸市立学校の授業料及び保育料並びに入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。	第1条 神戸市立学校の授業料、 <u>聴講料</u> 、 <u>研究料</u> 及び保育料並びに入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																																															
第2条 授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。		第2条 授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。																																															
(1) 削除		(1) 高等専門学校																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学生</th> <th>科目等履修生</th> <th>聴講生</th> <th>研究生</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>234,600円</td> <td>6,200円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。</td> </tr> <tr> <td>聴講料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200円</td> <td>—</td> <td>1単位当たりとする。</td> </tr> <tr> <td>研究料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12,700円</td> <td>月額とする。</td> </tr> <tr> <td>入学選抜料</td> <td>16,500円</td> <td>4,900円</td> <td>4,900円</td> <td>4,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学 金</td> <td>本市住民 及びその 子弟</td> <td>28,200円</td> <td>2,800円</td> <td>2,800円</td> <td>8,300円</td> <td rowspan="2">「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他の 者</td> <td>84,600円</td> <td>8,400円</td> <td>8,400円</td> <td>25,100円</td> </tr> </tbody> </table>						種別	学生	科目等履修生	聴講生	研究生	備考	授業料	234,600円	6,200円	—	—	学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。	聴講料	—	—	6,200円	—	1単位当たりとする。	研究料	—	—	—	12,700円	月額とする。	入学選抜料	16,500円	4,900円	4,900円	4,900円		入学 金	本市住民 及びその 子弟	28,200円	2,800円	2,800円	8,300円	「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。	その他の 者	84,600円	8,400円	8,400円	25,100円
種別	学生	科目等履修生	聴講生	研究生	備考																																												
授業料	234,600円	6,200円	—	—	学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。																																												
聴講料	—	—	6,200円	—	1単位当たりとする。																																												
研究料	—	—	—	12,700円	月額とする。																																												
入学選抜料	16,500円	4,900円	4,900円	4,900円																																													
入学 金	本市住民 及びその 子弟	28,200円	2,800円	2,800円	8,300円	「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。																																											
	その他の 者	84,600円	8,400円	8,400円	25,100円																																												
(2)、(3) [略]		(2)、(3) [略]																																															
2 授業料及び保育料は、次の区分によって納付しなければならない。		2 授業料、 <u>聴講料</u> 、 <u>研究料</u> 及び保育料は、次の区分によって納付しなければならない。																																															
(1) 削除		(1) 高等専門学校																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学期別</th> <th>納付すべき額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">授業料</td> <td rowspan="2">学生</td> <td>前期</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>8月末日</td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>12月末日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>科目等 履修生</td> <td></td> <td>単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額</td> <td>5月末日</td> </tr> </tbody> </table>						種別	学期別	納付すべき額	納付期限	授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	8月末日	後期	年額の2分の1に相当する額	12月末日		科目等 履修生		単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日																									
種別	学期別	納付すべき額	納付期限																																														
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	8月末日																																													
		後期	年額の2分の1に相当する額	12月末日																																													
	科目等 履修生		単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日																																													

聴講料		単位当たり聴講料に受講単位数 を乗じて得た額	5月末日
研究料	前期	月額研究料に在学月数を乗じて 得た額	5月末日
	後期	月額研究料に在学月数を乗じて 得た額	10月末日

(2)、(3) [略]

3 [略]

(2)、(3) [略]

3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条の2 高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての<u>第2条第2項第2号</u>、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、<u>第2条第2項第2号</u>中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「得た額」とあるのは「得た額から当該期間に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。</p>	<p>第5条の2 <u>高等専門学校及び</u>高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての<u>第2条第2項第1号及び第2号</u>、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、<u>第2条第2項第1号の表授業料の項及び第2号</u>中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「得た額」とあるのは「得た額から当該期間に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。</p>

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認める者については、入学選抜料又は入学金を減免することができる。

4 [略]

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第2項又は第3項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 [略]

第8条 第6条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるとこ

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認める者については、聴講料若しくは研究料又は入学選抜料若しくは入学金を減免することができる。

4 [略]

第6条の2 高等専門学校において他の大学との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき高等専門学校への入学を許可された科目等履修生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第2項又は第3項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 [略]

第8条 第6条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、教育委員会

ろにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 第6条又は前条の規定により授業料若しくは保育料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条 虚偽の申請により第6条又は第7条の規定による授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日に遡って授業料等を徴収することができる。

規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 第6条又は前条の規定により授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条 虚偽の申請により第6条又は第7条の規定による授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日に遡って授業料等を徴収することができる。

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については、この条及び教育委員会規則に定めるもののほか、同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

<p>第11条 [略]</p>	<p>2 <u>大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年度文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については、同令第16条各号に定める日に遡ってこれらを徴収するものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第11条第1項の規定による申請を行った者について、第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において、第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは、第8条の規定は適用しない。</u></p> <p>第12条 [略]</p>
-----------------	---

（学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前の期間に係る神戸市立工業高等専門学校、神戸市立学校の授業料等に関する条例第1条の授業料等については、なお従前の例による。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 削除</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 教育職給料表(4)</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項</p>

<p>から第 5 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 1 号に掲げる職員に相当する職員</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>14～18 [略]</p>	<p>から第 5 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 4 号に掲げる職員に相当する職員 63歳</u></p> <p>13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 1 号<u>及び第 3 号</u>に掲げる職員に相当する職員</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>14～18 [略]</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前					
別表第3 教育職給料表（第3条関係）		別表第3 教育職給料表（第3条関係）					
ア～ウ [略]		ア～ウ [略]					
エ 削除		エ 教育職給料表(4)					
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員		円	円	円	円	円	
以外の職員	1	169,500	209,300	251,500	324,400	462,500	
	2	171,800	211,300	253,800	327,600	465,000	
	3	174,100	213,300	256,100	330,800	467,500	
	4	176,400	215,300	258,100	334,000	470,000	
	5	178,500	217,100	260,000	337,300	472,500	
	6	180,900	219,300	262,200	340,100	475,000	
	7	183,300	221,500	264,300	342,900	477,500	
	8	185,500	223,600	266,400	345,700	480,000	
	9	187,700	225,700	268,300	348,600	482,400	
	10	190,100	227,900	270,400	350,900	484,800	
	11	192,500	230,100	272,500	353,300	487,200	
	12	194,900	232,300	274,600	355,600	489,600	
	13	197,500	234,400	276,500	357,800	491,700	
	14	199,700	236,600	278,700	360,000	494,200	
	15	202,000	238,800	280,800	362,200	496,700	
	16	204,300	241,000	282,900	364,300	499,100	
	17	206,600	243,200	284,800	366,200	501,300	
	18	208,300	245,500	286,900	368,100	503,700	
	19	210,100	247,800	289,000	369,800	506,000	
	20	211,900	250,000	291,100	371,500	508,400	

21	213,800	251,800	293,200	373,400	510,600
22	215,600	253,900	295,400	375,900	512,700
23	217,400	256,000	297,600	378,300	514,800
24	219,200	258,100	299,800	380,700	516,900
25	220,800	260,000	302,000	383,200	518,900
26	222,600	261,900	304,800	385,800	520,700
27	224,400	263,800	307,500	388,300	522,500
28	226,200	265,600	310,300	390,700	524,300
29	227,900	267,400	313,100	393,000	525,900
30	229,800	269,200	315,800	395,600	527,200
31	231,700	271,100	318,700	398,000	528,500
32	233,600	273,000	321,500	400,600	529,700
33	235,500	274,900	324,400	402,900	530,700
34	237,400	276,900	327,700	405,500	531,900
35	239,400	278,900	330,900	408,000	533,100
36	241,400	280,900	334,100	410,500	534,300
37	243,100	282,700	337,200	412,900	535,400
38	244,900	284,800	339,400	415,500	536,600
39	246,700	286,900	341,600	418,100	537,800
40	248,500	289,000	343,800	420,700	539,000
41	250,100	290,900	345,900	423,000	539,900
42	251,800	293,300	347,900	425,600	540,900
43	253,500	295,700	349,900	428,300	541,900
44	255,200	298,100	352,100	430,700	543,000
45	256,800	300,600	354,300	433,100	544,000
46	258,500	303,400	356,500	435,700	544,900
47	260,200	306,100	358,600	438,200	545,800

48	261,800	308,800	360,700	440,800	546,700
49	263,500	311,600	362,600	443,200	547,700
50	264,700	314,300	364,600	445,700	
51	265,800	316,900	366,600	448,200	
52	266,900	319,500	368,700	450,700	
53	268,000	322,100	370,500	453,200	
54	269,200	324,500	372,600	455,600	
55	270,300	326,900	374,500	458,000	
56	271,400	329,300	376,600	460,400	
57	272,500	331,700	378,300	462,800	
58	273,700	333,800	380,200	465,000	
59	274,900	335,800	382,100	467,200	
60	276,000	338,000	384,100	469,500	
61	277,100	339,700	385,900	471,500	
62	278,300	341,700	387,900	473,100	
63	279,700	343,700	389,800	474,700	
64	281,100	345,600	391,700	476,300	
65	282,300	347,500	393,600	478,000	
66	283,700	349,400	395,500	479,500	
67	285,000	351,400	397,400	481,100	
68	286,300	353,400	399,300	482,600	
69	287,500	355,300	401,100	483,700	
70	288,700	357,200	402,800	485,200	
71	289,900	359,000	404,500	486,700	
72	291,100	361,000	406,200	488,200	
73	292,300	362,700	407,800	489,400	
74	293,600	364,600	409,400	490,900	

75	294,900	366,600	411,100	492,400
76	296,100	368,500	412,700	493,800
77	297,100	370,200	414,200	495,100
78	298,400	372,100	415,700	496,500
79	299,600	374,000	417,200	498,000
80	300,900	375,900	418,800	499,400
81	302,100	377,300	420,500	500,800
82	303,300	379,100	422,000	501,900
83	304,500	380,900	423,500	503,000
84	305,800	382,800	425,000	504,100
85	307,000	384,400	426,500	505,100
86	308,300	386,300	427,700	506,200
87	309,600	388,100	428,800	507,300
88	310,900	389,900	429,900	508,400
89	311,800	391,600	430,800	509,300
90	312,800	393,300	431,900	510,300
91	313,900	395,000	433,000	511,400
92	314,900	396,800	434,100	512,500
93	316,100	398,300	435,000	513,400
94	317,000	400,000	436,000	514,300
95	317,900	401,800	437,000	515,000
96	318,800	403,500	438,000	515,800
97	319,700	405,100	438,900	516,500
98	320,500	406,100	439,700	517,300
99	321,400	407,100	440,500	518,100
100	322,300	408,100	441,000	518,900
101	323,200	408,900	441,400	519,500

102	324,000	409,700	442,000	520,300
103	324,800	410,500	442,600	521,000
104	325,600	411,300	443,200	521,700
105	326,200	411,900	443,700	522,200
106	326,900	412,400		522,900
107	327,400	413,100		523,600
108	328,100	413,800		524,300
109	328,600	414,500		524,900
110		415,200		525,500
111		415,900		526,200
112		416,500		526,900
113		417,300		527,600
114		417,900		528,200
115		418,500		528,800
116		419,100		529,400
117		419,700		529,900
118		420,400		530,500
119		421,000		531,000
120		421,700		531,500
121		422,100		532,100
122				532,700
123				533,300
124				533,900
125				534,300
126				535,300
127				536,300
128				537,300

	129				538,300
再任用職員		241,500	292,500	314,100	396,100

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び
助手に適用する。

オ [略]

オ [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
別表第6 級別基準職務表（第3条関係） (1)～(5) [略] <u>(6) 削除</u>	別表第6 級別基準職務表（第3条関係） (1)～(5) [略] <u>(6) 教育職給料表(4)級別基準職務表</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>助教又は助手の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>講師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>准教授の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>教授の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>校長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1 級	高等専門学校 <small>の</small> 助教又は助手の職務	2 級	高等専門学校 <small>の</small> 講師の職務	3 級	高等専門学校 <small>の</small> 准教授の職務	4 級	高等専門学校 <small>の</small> 教授の職務	5 級	高等専門学校 <small>の</small> 校長の職務
職務の級	基準となる職務												
1 級	高等専門学校 <small>の</small> 助教又は助手の職務												
2 級	高等専門学校 <small>の</small> 講師の職務												
3 級	高等専門学校 <small>の</small> 准教授の職務												
4 級	高等専門学校 <small>の</small> 教授の職務												
5 級	高等専門学校 <small>の</small> 校長の職務												
(7)～(9) [略] 別表第8 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）	(7)～(9) [略] 別表第8 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）												

給料表の種類	職務の級	給料表の種類	職務の級
[略]	[略]	[略]	[略]
教育職給料表(3)	[略]	教育職給料表(3)	[略]
[略]	[略]	教育職給料表(4)	1級及び2級
[略]	[略]	[略]	[略]

(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例(以下「旧給与条例」という。)の規定は、施行日前において旧給与条例第3条第1項第3号エに規定する教育職給料表(4)の適用を受けていた職員の施行日前の勤務に係る給与については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 7 神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、 <u>別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u> は、同項の	2 前項の規定にかかわらず、 <u>次に掲げる職</u> は、同項の条例で定める職から除くものとする。

条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

附 則

1、2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 [略]

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員につ

(1) 別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 工業高等専門学校の学校長

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、工業高等専門学校の高等専門学校主事の管理監督職勤務上限年齢は、年齢63年とする。

附 則

1、2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 [略]

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げ

いては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供

る職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号及び第4号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書に掲げる職を占める職員にあつては年齢63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当

及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（手数料条例の一部改正）

8 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修学又は学業成績に関する証明 (高等学校に限る。) 1件につき 300円</p> <p>(5)～(158) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修学又は学業成績に関する証明 (高等学校及び高等専門学校に限る。) 1件につき 300円</p> <p>(5)～(158) [略]</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

9 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長、園長、教頭、主幹教諭、</p>	<p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長、園長、<u>教授、准教授、教</u></p>

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭又は実習助手であって、教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であって教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) [略]

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員が行う心身に著しい負担を与えると認められる緊急業務その他の非常災害等の緊急業務、修学旅行等の引率指導、部活動指導のための休日出務若しくは入試監督又はこれらに類する業務であって教育委員会が定めるもの 勤務1回につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害時の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務であって教育委員会規則で定めるものに従事する場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、助教、助手又は実習助手であって、教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であって教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) [略]

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は高等専門学校の職員が行う心身に著しい負担を与えると認められる緊急業務その他の非常災害等の緊急業務、修学旅行等の引率指導、部活動指導のための休日出務若しくは入試監督又はこれらに類する業務であって教育委員会が定めるもの 勤務1回につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害時の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務であって教育委員会規則で定めるものに従事する場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(4)～(6) [略]

(4)～(6) [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正前の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「旧手当条例」という。)第37条第1項第1号及び第3号の規定は、施行日前において同条第1号及び第3号に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る教育委員会職員手当については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

義務教育学校八多学園の設置及び神戸市立工業高等専門学校¹の公立大学法人神戸市外国語大学への移管等を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。